

CJRP Discussion Paper Series

紛争経験とケアの在り処

南野佳代

京都女子大学法学部

No.20

March 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

紛争経験とケアの在り処

南野佳代

【要旨】

本稿では、『暮らしの中の困りごとに関する全国調査』の回答者であり、面接調査に協力することを承諾いただいたケースについての検討を行う。主たる関心は、紛争（困りごと）の経験における様々な側面のうち、当事者は何について関心を持ったか、何を重要であると考えたかを、ケアとその関係に着目して再構成することである。それは、筆者の観点からの一つのありうる解釈の提示の試みであり、その意味でひとつの仮説の提示である。そこに、「超高齢社会」の問題を、当事者の「困りごと」（紛争）経験に基づいて描出することを目指したい。以下では、Aさんの困りごととそこでの相談や交渉などについて概観する。

次に、Aさんがもっとも重要である――一番大変だったこと――としてとらえていることについて、ケアのジェンダーに基づく配分のあり方の問題として提示する。他の複数のケースにおいても、ケアの所在に当事者が言及することから、超高齢社会である現代社会における家族の「かたち」への対応が、「紛争の解決」の構想には考慮されるべきであることを導く。

1 Aさんの困りごと

Aさんは都市部に在住の男性であり、この困りごと発生時には、50代で単身世帯であった。職業は正規雇用の事務職であった。職場内に保険部門がある。困りごとは、休日に近所のガソリンスタンドで発生した事故によるけがをめぐりものである。事故当初は自覚症状がなかったが、夜中になって激痛が走り、救急車で搬送されたが、主治医は入院は不要と判断し、数日後に再来するよう言われて帰宅した。翌日の夜中に再度激痛のため救急車で搬送され、主治医との交渉の末、10日間の入院となった。Aさんによると、未だ完治には至っていない。主治医は高圧的な態度であり、この程度のけがでは、それがたとえ高齢者であっても、入院はしないのがふつうであるといい、「しぶしぶ」入院を「許してやろう」といったとのことである。

このけがに際して相談した先は、家族、同僚、上司、近隣住民（知人）があり、家族は独立した世帯をもつ兄二人であり、入院の手續等のために長兄に連絡を取っている。次兄からは事故現場への連絡をすることを助言され、連絡を取り、監視カメラの記録について保存の確認をすることができた。職場で加入していた団体傷害保険に関しては、職場の上司（保険部）からの助言もあり、保険会社からの説明に従い手続を行い、十分な給付を受けた。

ガソリンスタンドからは、経営者が見舞いに訪れたのみで、それ以上の動きはなく、次兄と同業者でもあること、また地震にも不注意があったとの思いから、Aさんはそれ以上の働きかけはしなかった。

最後に、友人・知人として、近隣の母の生前の宗教団体の友人のなかでも、信頼のできる人物に、話を聞いてもらい、メンタルな面での励ましを受けることができ、それがもっともうれしかったことであると述べている。

相談することを考えたが、相談しなかった先として、弁護士を挙げていた。相談することを考えたという背景には、職場に法務部や顧問弁護士があり、また、相続等で司法書士に依頼した経験があり、法律専門家を具体的に知っていることがあった。依頼する場合には、弁護士会を通して、医療関係に詳しい人を紹介してもらうことを、入院中に考えていた。利用しなかった理由としては、これも弁護士報酬の計算を職場で見知っていることから、高額になるだろうと予想したためである。職場においては、若い社員が「ただたんにそれだけのことで」（気軽に）積極的に法テラスや労働基準監督署などを利用しているとのことであり、日常において法専門家（機関）を利用することに、特別に抵抗感はないようである。

退院後は日常の補助として、家族が生前利用していた介護サービスを利用するなどしていたが、現在は別のところで家事サービスの人を探している。

Aさんは、人間関係の希薄さを感じながら生活している。保険会社の対応も、ネット加入で説明はしても、お見舞いすらない、近隣関係も昔のような気軽に支えあうような間柄ではなくなり、どちらかというときに苦情があるような関係である。家族との関係も、親しく行き来するほどではない。「遺産とか終わっていますと…やっぱりちょっと、温度差というか、冷たいっていうか、まあ、…」

職場では保険や法律に詳しい上司や同僚、専門家のつてがあり、法律や法的サービスの利用は考慮の範囲にはいいてくる程度に身近である。したがって、Aさんの困りごとの原因である事故については、それ自体が引き起こす種々の法律にかかわるような側面については、家族も含めて被害に対応するだけの知識やリソースをもっており、活用するかしないかを自身で決めることができている。保険に関しては満足のいく支払いを得ている。困りごとの処理を自律的に行っているといえる。

2 困りごとの焦点

それでは、Aさんは、何に困ったのか。それは、病院に1日目には入院できなかったことであり、2日目に「しぶしぶ」入院を許可されが、その期間が10日間であり、身体の痛みによる日常生活の困難に対応するに十分な長さではなかったことが、中心である。

R 弁護士を使って、もし相談したとしたら、誰に対して、何を？お医者さんなのか、ガソリンスタンドなのか。

A …で、その時の比重で考えた場合にはやっぱり、えーと、ガソリンスタンドの親会社の対応よりかやっぱり、うーん、やっぱり、10日間よりか、せめてもう少しちょっと、あの、20日間とか1か月。

略

A ええ、ゆっくり、あなたもういいですよっていうくらいまで。

つまり、自分で身の回りのことができるようにあるくらいまで痛みが治まるくらい、入院させてほしかったということである。

R …いまから振り返ってみると、（病院の対応を）どういう風に感じるかっていうのが、ちょっとお伺いしたいんですけど。

A いま振り返ってみますとやっぱり、あのう、確かに、あのう、…かえって自宅で治療できたかもしれませんが、やっぱり、自分自身のやっぱり家族構成とか、まあね、だったら、ねえ、彼女とか結婚すりゃあいいんですけど、ま、自分の家族構成を考えた場合には、もう少し病院の方で、あの、どんな時間帯でも、もう少しメンタル的に、話してくれたらい、あのう、わたし自身もすごくうれしいのかなと思って、事務的にされるのも、こま、あの一、寂しいし。

略

自分自身では治せられないっていうか、別に手取り足取りやってくれっていうことじゃないんですけどやっぱり、うーん、やっぱり、ケガしてた時はあれかなあと思って、辛いというか。

…ええ。足にひび入ったときはもちろん親がいたんで、愚痴とかなんとか（笑）。…これからののやっぱり、うちのかい、近所の周りにも、胃と理暮らしの人がやっぱりいっぱいいますけど、やっぱり、よ、これ、そういう人がや、あの、考えを持っている人が多いのかなと思いますよね。

A さんがもっとも辛いと感じたことは、病院での医師の対応でもあり、病院の方針でもあることかもしれない（そしてそれは医療政策の問題でもあるのだろうが）が、単身世帯であって、激痛で起き身動きできない状態で帰宅させられても、どうにもできないということである。そして、その解決策として、「彼女とか、結婚すりゃいいんですけど」と語る。それは、結局のところ、ケアの不在を個人的関係で（自助で）賄うことを求められていることへの反感であろう。親がいればつまりケア提供者がいれば一何もしなくても、ケアが提供されていた以前の骨折時と比較して、述べているように、世帯のなかに、ケア提供者が当然いることを前提に患者を扱うのは、無体だという感覚が示されている。その後、近隣においても、単身者が多く、そう考える人は多いのではないかと述べている。ケアを無償で家族（母や妻）から提供されることを前提にしてはいないか、という問題提起である。と同時に、ケアを提供することが求められている家族（妻、母）は誰にケアを提供してもらえばいいのだろうということとは、言及されない。

このケースにおいて、対照的であるのは、多くのケア提供者（主婦、母）は、自身が傷病でかなり状態が悪く、病院に行ったときに言われる言葉である。「本当は入院した方がいいけど、あなたが入院するとご家族が困るでしょう？」入院を許さない点では同じなのだが、期待されている役割を果たせ、という命令になりかねない。A さんの場合は、ケア提供者を、自分で用意するのが当然という扱いになる。

3 ケアの偏在

上で見たように、病院や社会の側が個人に対して、ケア提供者を持つことあるいは、ケア提供派であることを前提とするかのような言動は、社会の実情に諸制度が追いついていないことを示すのではないか。超高齢社会は、すなわち、単身世帯化社会であることから考えても、問題である。今や単身世帯が世帯の全多数派になる

うとしてる。それは、高齢化による死別・離婚による単身世帯化が一方にあり、他方に、晩婚化による未婚単身世帯の増加がある。単身化社会であるにもかかわらず、「標準世帯モデル」が社会政策の前提であり続けている限りにおいて、ケアの提供を政策的に普遍的に提供するという発想には至らないだろう。しかし、メンタルな支えから、もっと身体的な接触を含むケアまでを視野に入れていく必要があるのではないか。そのことは、司法制度においても、単身化、世帯内にケア提供者はいないこと、社会関係の希薄化を前提として、特にその運用が検討されるべきことを示している。

〔文献〕

和田仁孝 『法の権力とナラティブ』 北大路書房 2020

和田仁孝・中村芳彦・山田恵子・久保秀雄 『ADR/メディエーションの理論と技法』 北大路書房 2020